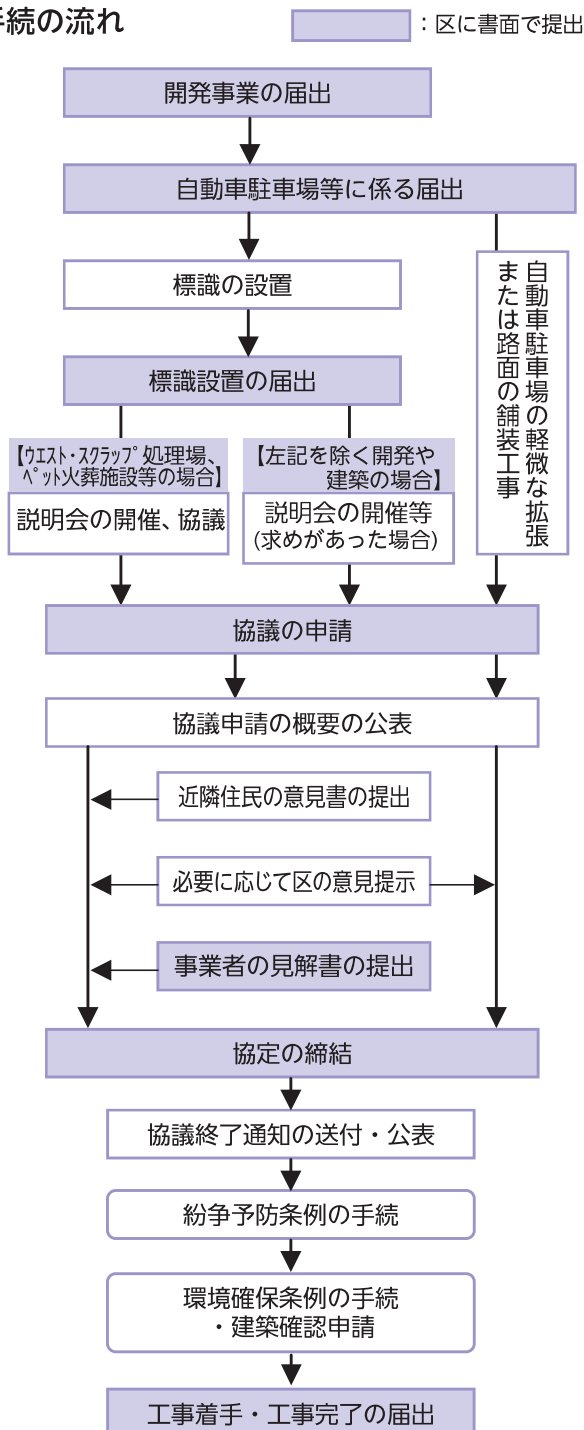


## ◇自動車駐車場等の開発調整の手続 (第 89 条～第 97 条の2)

### ●対象となる開発や建築

- ①床面積300㎡以上の自動車駐車場の建築（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く。）
- ②開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（①を除く。）
- ③開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置
- ④開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
- ⑤①または②の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
- ⑥ペット火葬施設等の設置

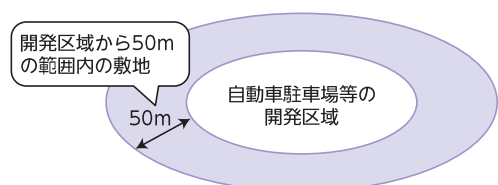
### ●手続の流れ



### ●手続の解説

- 開発事業の届出をしてください。
  - 自動車駐車場等に係る届出をしてください。
  - 開発区域内の見やすい場所に標識を設置してください。
  - 標識を設置したことを届け出てください。
  - 説明会を開催し、近隣住民に計画や工事について説明を行ってください。(ウエスト・スクラップ処理場、ペット火葬施設等の場合)
  - 近隣住民から求めがあった場合、説明会等により計画や工事について説明を行ってください。(④および⑥以外の場合)
  - 説明会を開催する場合は、近隣住民と区に通知してください。
  - 協議申請において、区のまちづくり計画や開発基準等を遵守して下記書面を作成し、区へ申請のうえ、協議してください。
    - ◆ 近隣住民説明報告書
    - ◆ 事業計画案の概要
    - ◆ 地域環境配慮報告書
    - ◆ 緑化計画事前協議申請書
    - ◆ その他
  - 近隣住民から意見書が提出された場合は、見解書を提出してください。
  - 協議が整ったときは、協定を締結してください。
  - 工事に着手するときと、工事が完了したときは届出をしてください。
- ※ ①、②、⑤では、下線の手続が省略できる場合があります。

### ●近隣住民の範囲



\* 詳細フローはP.29

# 自動車駐車場等の開発調整の手続の詳細フロー

